

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 28年 7月 28日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽角田町25番地		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) SGシステム株式会社 代表取締役社長 谷口 友彦 電話 075 - 661 - 1178					
主たる業種	情報処理サービス業				細分類番号	3 9 2 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23年度から25年度の平均の排出量を基準に、平成28年度の温室効果ガス排出量を2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	SGホールディングスグループ全体として代表取締役会長を委員長に、CSR委員会を2006年1月に設立した。CSR委員会に2008年5月に4部会(環境、安全、社会貢献、企業倫理)を設置した。環境部会にて2009年7月省エネ法が施工されることに合わせ、SGホールディングスグループ全体として省エネルギー対策に取り組む為、各事業会社にて「エネルギー管理講習」の受講を推進することに決定した。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,470.6 トン	4,367.8 トン	3,725.6 トン		-9.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,339.5 トン	4,367.8 トン	3,725.6 トン		-24.2 パーセント	
	実績に対する自己評価	BCP対策としてサーバ設置拠点を新設してサーバの移設を行っている効果が出ていると考えます。また、空調機器の分解清掃を行った効果も出ていると考えます。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (敷地面積)	1.93	1.88	1.61		-9.59 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	BCP対策としてサーバ設置拠点を新設してサーバの移設を行っている効果が出ていると考えます。また、空調機器の分解清掃を行った効果も出ていると考えます。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		18.0 パーセント	18.0 パーセント	36.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	サーバの統廃合、照明の間引き、空調の温度管理、エレベーター使用制限					
	(27)年度	サーバの統廃合、照明の間引き、空調の温度管理、エレベーター使用制限、空調機器分解清掃					
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤車両は、許可制をとっており全体の0.04%としている。自転車・徒歩の推進により自社バスの乗車を減少させる。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	通勤車両は、許可制をとっているため増加していない。また、規定の見直しを行う予定で車両通勤を減少させる方向にある。駐輪場スペースを増加したため自転車の通勤が増えている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン		
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量	0.0 トン	0.0 トン		トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン		0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事業所内の緑化、植栽を推進している。						
特記事項	平成25年度に十条センターを閉鎖し本社に統合した。 平成27年度に京都SI御池センターの事務所開設						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。